

7 ユ 国 統 第 号
令和 7 年 月 日

外 務 大 臣
岩 屋 毅 殿

日本ユネスコ国内委員会会長
日 比 谷 潤 子

第 43 回ユネスコ総会について（答申）

令和 7 年 7 月 29 日付け報文協第 7488 号で諮問のありました標記のことについて、第 157 回日本ユネスコ国内委員会（令和 7 年 9 月 2 日開催）の議を経て、日本ユネスコ国内委員会は、下記のとおり答申します。

記

I 第 43 回ユネスコ総会における政府代表について

今次ユネスコ総会については、文部科学大臣が出席するとともに、次に該当する者が政府代表又は政府代表に準ずる資格により出席することが適当であると考えます。

- （１）日本ユネスコ国内委員会委員その他学識経験者であつて、今次総会の議事に積極的に貢献できる者
- （２）日本ユネスコ国内委員会事務総長（文部科学省国際統括官）
- （３）ユネスコ日本政府代表部特命全権大使
- （４）その他日本政府代表団が今次総会に積極的に貢献するために必要と認められる者

II 第 43 回ユネスコ総会における基本的方針について

次のような基本的方針で今次総会に臨むことが適当であると考える。

(1) 一般事項

- 今次総会は、本年 7 月 22 日に米国がユネスコに対して脱退する旨を通告して以降、初めて開催される総会であり、今後 4 か年の方向性を示す 2026 - 2029 年事業・予算案が議論される重要な意思決定の機会となる。また、今次総会においては新たな事務局長が選出・任命され、新体制への移行が予定されており、新事務局長に対しては、ユネスコが直面する様々な課題の解決に向けて、強いリーダーシップを発揮することとともに、ユネスコの政治利用を認めないことを求める。
- 国際社会は、戦争や紛争、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化等、様々な深刻な危機に直面している。このため、ユネスコに対して、教育、科学、文化及び情報・コミュニケーションの幅広い分野を所掌する国際機関として、これらの地球規模の課題に対して、分野横断的かつ統合的なアプローチで解決に取り組むよう求める。
- これらの危機に直面し国際的な支援を必要としている、ウクライナやパレスチナ、アフガニスタン、アフリカや小島嶼開発途上国（SIDS）等のニーズも踏まえ、41C/4 でユネスコの使命として掲げる「平和の構築」、「貧困の撲滅」及び「持続可能な開発」等への貢献につながる取組の方向性を明らかにし、ユネスコ憲章前文にある人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理に基づき、国際社会を導くよう求める。
- 2030 年までの持続可能な開発目標（SDG s）の達成に向けて、国連の専門機関として、他の国連機関及び国際機関と調整・連携し、貢献度を更に高めていくよう求める。
- ユネスコの所掌分野に関する国際規範の設定もユネスコの重要な役割であり、今次総会においては、科学分野に係る新たな勧告の採択に向けた勧告の最終案の提出及び教育分野に係る既存の勧告の改正に向けた審議も予定されている。日本の社会・経済・文化的価値を適切に反映し、日本の裨益を確保する観点から、積極的に議論に関与するべきである。

(2) 行財政

- 日本を含む加盟国において、ユネスコが厳しい財政状況にあること及び国連をはじめとする国際機関に対する行財政改革の必要性の認識が広く共有されてい

ることに鑑み、ユネスコの通常予算については、引き続き、事務局による事業の精選・重点化及び機構定員・組織運営の効果的な改善に取り組むよう求める。

- 米国の分担金未払い及び 2026 年末の脱退に伴い、今後、加盟国の分担金収入の減少による資金の再分配の必要性が見込まれているが、43C/5 の編成に当たっては、将来的な通常予算の規模も視野に入れ、各事業の実施及び機構定員・組織運営に十分に留意して対応するよう求める。
- 国際的なプレゼンスの向上及び追加的な財政支援の確保のため、ユネスコ協会・クラブ及び産業界等を含む民間セクターとの連携を一層強化するよう、ユネスコに対し求める。
- ユネスコが、その所掌分野において、国連システム内における主導的な役割を果たせるよう、人的・財政的な支援を継続するとともに、ユネスコの取組に対して必要な提案を行うなど、積極的な貢献を行うべきである。

(案)

7 ャ国統第 号

令和7年 月 日

文部科学大臣

阿 部 俊 子 殿

日本ユネスコ国内委員会会長

日 比 谷 潤 子

第43回ユネスコ総会について（答申）

令和7年8月15日付け7文科統第50号で諮問のありました標記のことについて、第157回日本ユネスコ国内委員会（令和7年9月2日開催）の議を経て、日本ユネスコ国内委員会は、下記のとおり答申します。

記

我が国のユネスコ活動を踏まえた、第43回ユネスコ総会における2026－2029年事業・予算案等に関する方針について

1. 総論

本年から来年にかけては、ユネスコ憲章採択80周年、日本のユネスコ加盟75周年という節目の年である。これは、日本が国際社会においてユネスコと共に果たしてきた役割を振り返り、今後の取組の方向性について再考する転換期であると言える。

今回のユネスコ総会においては、新たな事務局長が選出・任命され、新体制への移行が予定されている。また、今後4か年の方向性を示す2026－2029年事業・予算案が議論される、極めて重要な意思決定の機会となる。新事務局長に対しては、ユネスコが直面する様々な課題の解決に向けて、強いリーダーシップを発揮することとともに、ユネスコの政治利用を認めないことを求める。

世界は、依然として戦争や自然災害等の多くの課題に直面しており、国際情勢は今もなお危機的な状態が続いている。このような時期であるからこそ、ユネスコはその理念を再確認し、グローバルな課題解決に向けて、教育・科学・文化・コミュニケーションの各分野においてイニシアティブを発揮するとともに、具体的な取組を進めるよう、求めていく。折しも本年7月22日に米国がユネスコからの脱退を通告し、来年12月末に脱退することとなった。このような状況において、日本としてはユネス

コへの協力を一層強化するとともに、国内でのユネスコ活動の振興に取り組むべきである。その際、日本は世界で初めて民間ユネスコ団体が発足した国であることを踏まえ、コロナ禍において衰退した寄付について、ユネスコ活動に賛同いただける民間からの協力が再活性化されるよう働きかけを行う等、官民の連携・協働を進めるとともに、我が国のユネスコ活動について、その理念を含め、国内外に向けて分かりやすく発信するため、様々な媒体を通じた広報活動に取り組むべきである。

2. 教育分野

1) 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進を通じた SDG s の達成への貢献

2030 年までの SDG s 達成に向けた進捗状況は全体的に遅れており、目標達成には更なる取組が必要であるとされている。ユネスコは国連システムにおける SDG 4 の主導機関として指名されていることから、我が国からは多様なステークホルダーとの協力や国際的な協力を更に強化し、全ての人が質の高い教育を受けられるようにするための取組を推進していくことを求めている。また、日本国内においては、相対的貧困等により厳しい状況に置かれた子供たちの学習機会や体験機会の充実を図る取組を強化していくべきである。

2002 年のヨハネスブルグサミットで日本政府が提唱した持続可能な社会の創り手を育む教育である ESD は、SDG 4 のみならず SDGs の 17 の目標全ての実現の鍵である旨の決議が国連総会で採択されているところである。このため我が国としてはユネスコに対し、「ESD for 2030」ロードマップの着実な実施と優良事例の共有を積極的に行うことを求めている。日本においては、学習指導要領及び第 4 期教育振興基本計画において「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられており、ユネスコスクールを核として学校教育現場における ESD の実践を推進している。こうした知見や経験を生かし、日本政府信託基金拠出金（JFIT）を通じて、引き続き ESD の世界的な普及促進に貢献していくべきである。特に、優良事例共有のためのネットワーク構築、教育者向けのガイダンスツールの作成、民間からの協力も得たユネスコ／日本 ESD 賞の実施等を通じて、国際的な取組の充実に寄与していくべきである。また、2023 年のユネスコ総会において採択された「平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発のための教育に関する勧告」の国内外における普及啓発についても、ユネスコと連携して引き続き取り組んでいくべきである。

ユネスコが、ESD を重点行動分野の一つとするユネスコスクールの再活性化に向けて、自らが実施した評価結果を元に着実に取り組んでいることを評価する。日本では今後数ヶ年をかけてユネスコスクールの国際交流を活性化するための支援事業を推進する予定であり、ユネスコに対して、ネットワーク間のパートナーシップを強化し、

国際協力と知識の共有というユネスコスクール本来の目的が着実に実現されるよう求めていく。

2) 教員の地位に関する勧告及び高等教育教員の地位に関する勧告の改正に係る議論への貢献

1966 年の教員の地位に関する国際労働機関（ILO）及びユネスコの勧告（教員の地位に関する特別政府間会議採択）及び 1997 年の高等教育教員の地位に関するユネスコの勧告（第 29 回ユネスコ総会採択）の改正可否、及び ILO/ユネスコ共同予備的手続枠組み案が、今次総会で審議される。上記二つの勧告は、教員の権利と責任に関する国際的な規範を定めるものであり、SDG 4 の推進にも寄与するものであるため、改正の方向性を注視しつつ、必要に応じて、我が国をはじめ各国にとって効果的に実施することが可能な勧告となるよう議論に積極的に関与していくべきである。

3. 自然科学及び人文・社会科学分野

1) 科学・技術・イノベーションを通じた SDGs 達成への貢献

近年の急速な気候変動や技術革新等により、国際社会としても大きな変革期を迎えている。気候変動、生物多様性、水及び海洋管理並びに防災減災等の地球規模の課題の解決に向け、レジリエントな社会を構築し SDGs を達成するための知見の蓄積と発信をユネスコが推進することを強く支持する。これに対し、我が国として、日本の知見・経験を生かした専門家の参画や JFIT を活用した事業支援により積極的に貢献していくべきである。

2) 「持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年」の推進

海洋科学調査及び研究活動に係る唯一の国連機関である政府間海洋学委員会（IOC）が、海洋科学の推進により SDG14（海洋）等の達成に貢献するために「持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年」を国連に提案し、その実施計画を策定する等、主導的役割を果たしていることを高く評価する。また、IOC の機能的自律性に対する再認識を促すため、4 月のユネスコ執行委員会において我が国から提出した決定文書の修正案が採択されたほか、本年 6～7 月の IOC 総会において、道田豊東京大学特任教授が IOC 議長に再選されたところである。

気候変動、津波等の海洋災害、持続可能な海洋計画・管理、生物多様性の保全等の地球規模課題の観点から、IOC の重要性は一層増している。海洋立国及び科学技術立国を標榜する日本としては、今後も、IOC が海洋科学分野のアカデミア、海洋や SDGs の政策関係者、産業界、市民社会、NGO、資金提供者等の多様な関係者の協力を得て、

国連コミュニティ全体を巻き込んで、海洋科学の重要性について普及啓発を図ることを後押ししていくべきである。また、関係省庁及び道田 IOC 議長の緊密な連携の下、引き続き IOC の各種事業における政府間会合及び専門家会合に積極的な貢献を行うほか、JFIT の効果的な活用により「国連海洋科学の 10 年」の推進に目に見える形で貢献すべきである。

3) 先端・新興技術に関するユネスコの規範設定の推進

人工知能 (AI) 及びビッグデータ等の先端・新興技術やデジタルトランスフォーメーションの進展は、これまでに予期していない課題を生じさせると同時に、SDGs の達成を加速させる大きな機会をもたらすものであるとの認識の下、第 41 回ユネスコ総会において採択された「オープンサイエンスに関する勧告」及び「人工知能 (AI) の倫理に関する勧告」等のユネスコの規範設定文書に基づき、我が国として国際的な知識の共有及び先端・新興技術の活用に関する議論に貢献していくべきである。

なお、ニューロテクノロジーの倫理に関する勧告の草案が本年 5 月に開催された政府間特別委員会会合において審議されており、我が国も議論に積極的に参画したところであるが、その結果を踏まえた最終案が、今次総会において採択のために提出される予定であり、我が国としての対応を今後検討していくべきである。

4. 文化分野

1) 文化遺産保護の推進

文化分野において、41C/4 の戦略目標 3¹の成果 5「遺産及び文化的表現の多様性の保護と促進の強化」の達成に向けて、更なる取組の促進を求める。また、紛争や災害によって多くの文化遺産が危機的状況にさらされている中で、ユネスコにはより一層大きな役割を担うことが期待される。その中で、人類共通の貴重な財産である世界の文化遺産を将来の世代に確実に継承するため、日本がこれまで培ってきた文化遺産保存修復技術やノウハウを生かし、専門家の戦略的な派遣等により、日本のプレゼンス向上を図るとともに、この分野での貢献を継続すべきである。

世界遺産条約については、国内では、引き続き地方自治体を含む地域コミュニティと共に世界文化遺産の持続可能な保存・活用に取り組んでいくとともに、日本は JFIT の活用等を通じて、特にアフリカ等における世界遺産一覧表の多様性の増進に貢献する文化遺産の登録に向けたサポートや、自然災害や紛争等で被害を受け、危機に直面している遺産を支援する取組を通じて文化遺産の保護に貢献すべきである。

無形文化遺産保護条約の効果的な実施に向けては、定期報告メカニズム等の運用の見直しを巡る議論がユネスコにおいて進行しているところであり、コミュニティを中

心に据えた無形文化遺産の保護を重視する同条約の精神を尊重し、その本来の目的を達成できるよう、引き続き、必要な貢献を行っていくべきである。さらに、アジア太平洋無形文化遺産研究センターの取組を通じて、引き続き、アジア太平洋地域の豊かな無形文化遺産の保護促進に貢献していくべきである。

2) 創造都市ネットワークの推進

創造都市ネットワークについては、創造性を核とした、知識・経験の共有をはじめとする都市間の国際的な交流・連携によって、地域の創造産業の発展を図り、都市の持続可能な開発を目指す取組であり、日本から現在 11 都市が加盟している。

今後、我が国よりユネスコに対し、本事業について、申請受付期間の拡大等の柔軟な対応や、申請後の加盟認定審査プロセスにおける透明性の確保等、改善を求めている。また、日本国内においては、ユネスコの理念に沿った優れた取組が各加盟都市において主体的に展開されるよう、ユネスコ中期戦略（2022 年～2029 年）において優先グループとして位置付けられている「ユース」との連携支援や情報発信等を通じて、国として、各加盟都市による持続可能なまちづくりを積極的に後押ししていくべきである。

5. 情報・コミュニケーション分野（ユネスコ「世界の記憶」事業の推進）

「世界の記憶」事業については、2021 年の制度改正から 2 回の審査サイクルが実施されたが、今後も制度改正の趣旨を踏まえた運用が行われるよう、ユネスコに対して求めている。日本としても、「世界の記憶」にふさわしい記録物を「暫定一覧表」として整理し、国として申請を後押しする仕組みを今後整備することにより、当該事業の推進に貢献するべきである。また、JFIT を通じて、記録物の保存のための政策立案及び能力開発に係る支援を引き続き推進していくべきである。

¹ 表現の自由・文化的多様性・グローバルシティズンシップ教育・遺産の保護の促進により、包括的で公正かつ平和な社会を構築する